

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

頁	現計画	修正案	修正理由
17 他	第 1 章 総則 第 1 節 目的 <u>り災</u>	第 1 章 総則 第 1 節 目的 <u>罹災</u> <u>※以降の「り災」を「罹災」に改める。</u>	罹災証明書の様式統一による修正
19	第 3 節 防災機関の業務の大綱 3 日本赤十字社岐阜支部多治見地区	第 3 節 防災機関の業務の大綱 3 日本赤十字社岐阜 <u>県</u> 支部多治見 <u>市</u> 地区	名称修正
19 他	4 <u>中部電力</u> (株)多治見営業所	<u>中部電力パワーグリッド</u> (株) 多治見営業所 <u>※以降の「中部電力(株)」を「中部電力パワーグリッド(株)」に改める。</u>	中部電力の分社化による修正

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

26	第5節 災害対策本部の組織 3 分担任務等 (2) 各部・各班の分担任務	第5節 災害対策本部の組織 3 分担任務等 (2) 各部・各班の分担任務	分担任務の 修正						
部名	部長 担当職	班名	班長 担当職	分掌事務	部名	部長 担当職	班名	班長 担当職	分掌事務
<略>					<略>				
総務部	総務部長 (監査委員事務局 長)	総務班 (監査委員事務局 含む)	総務課長	1 災害対策関係文書、物品の受理、配布及び発送 2 非常用電話の設置 3 防災ヘリコプターの応援要請（物資輸送等） 4 自衛隊派遣要請依頼 5 公用車の災害対策等の使用及び配車 6 総務課所管財産の被害状況調査及びとりまとめ 7 市有財産の被害状況のとりまとめ 8 災害対策用地の確保 9 災害関係物資の輸送 10 自動車及び舟艇等輸送機械の確保及び管理 11 総合被害状況調査の作成及び報告 12 総務部内の調整	総務部	総務部長 (監査委員事務局 長)	総務班 (監査委員事務局 含む)	総務課長	1 災害対策関係文書、物品の受理、配布及び発送 2 非常用電話の設置 3 防災ヘリコプターの応援要請（物資輸送等） 4 自衛隊派遣要請依頼 5 公用車の災害対策等の使用及び配車 6 総務課所管財産の被害状況調査及びとりまとめ 7 市有財産の被害状況のとりまとめ 8 災害対策用地の確保 9 災害関係物資の輸送 10 自動車及び舟艇等輸送機械の確保及び管理 11 総合被害状況調査の作成及び報告 12 総務部内の調整
		財政班	財政課長	1 災害予算、市財政に関すること。			財政班	財政課長	1 災害予算、市財政に関すること。
		税務班	税務課長	1 人的、建物の被害調査 2 災台帳の作成及びり災証明書の発行 3 被災に伴う市税の減免			税務班	税務課長	1 人的、建物の被害調査 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の発行 3 被災に伴う市税の減免 4 避難所に関する業務の応援
福祉部	福祉部長	福祉班	福祉課長	1 避難住民の実態把握 2 ボランティアに関する連絡調整に関すること。 3 災害弔慰金・被災者生活再建支援金支給、災害援護資金等の貸付に関すること。 4 義援金、見舞金に関すること。 5 避難所開設並びにり災者の給食及び支援物資の配分	福祉部	福祉部長	福祉班	福祉課長	1 避難住民の実態把握 2 災害ボランティアに関する連絡調整に関すること 3 災害弔慰金、被災者生活・住宅再建支援金支給、災害援護資金等の貸付に関すること 4 義援金、災害見舞金に関すること 5 避難所開設並びに罹災者の給食及び支援物資の配分

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

					<p>6 災害救助法の運用に関すること。</p> <p>7 多治見市の社会福祉施設の被害状況調査及びとりまとめ（福祉課所管施設）</p> <p>8 災害に係る遺体の保護</p> <p>9 被災者の生活保護に関すること。</p> <p>10 要配慮者の実態把握等対策</p> <p>11 福祉部内の調整</p>					<p><u>6 福祉避難所の開設に関すること</u></p> <p><u>7 災害救助法の運用に関すること</u></p> <p><u>8 福祉課所管施設の被害状況調査</u></p> <p><u>9 災害に係る遺体の保護</u></p> <p><u>10 被災者の生活保護に関すること</u></p> <p><u>11 要配慮者の実態把握等対策</u></p> <p><u>12 福祉部内の調整</u></p>		
		高齢福祉班	高齢福祉課長		<p>1 多治見市の社会福祉施設の被害状況調査及びとりまとめ（高齢福祉課所管施設）</p> <p>2 被災者における介護保険料（第1号被保険者）の減免に関すること。</p> <p>3 要配慮者の実態把握等対策</p>		高齢福祉班	高齢福祉課長		<p>1 多治見市の社会福祉施設の被害状況調査及びとりまとめ（高齢福祉課所管施設）</p> <p>2 被災者における介護保険料（第1号被保険者）の減免に関すること。</p> <p>3 要配慮者の実態把握等対策</p>		
		子ども支援班	子ども支援課長		<p>1 保育所、幼稚園、児童館及び所管の福祉施設等の被害状況調査及びとりまとめ</p> <p>2 園児等の安全に関する保育園及び幼稚園との連絡調整</p> <p>3 被災者における保育料の減免に関すること。</p>		子ども支援班	子ども支援課長		<p>1 保育所、幼稚園、児童館及び所管の福祉施設等の被害状況調査及びとりまとめ</p> <p>2 園児等の安全に関する保育園及び幼稚園との連絡調整</p> <p>3 被災者における保育料の減免に関すること。</p>		
市民健康部	市民健康部長	保険年金班	保険年金課長		<p>1 被災者に係る国民健康保険料の減免に関すること。</p> <p>2 被災者に係る後期高齢者医療制度保険料の減免に関すること。</p> <p>3 被災者に係る国民年金保険料の免除に関すること。</p> <p>4 避難所に関する業務の応援</p> <p>5 市民健康部内の調整</p>	市民健康部	市民健康部長	保険年金班	保険年金課長		<p>1 被災者に係る国民健康保険料の減免に関すること。</p> <p>2 被災者に係る後期高齢者医療制度保険料の減免に関すること。</p> <p>3 被災者に係る国民年金保険料の免除に関すること。</p> <p>4 避難所に関する業務の応援</p> <p>5 市民健康部内の調整</p>	
		保健センター班	保健センター所長		<p>1 保健センターの被害状況調査及びとりまとめ</p> <p>2 医療施設の被害調査</p> <p>3 災害時における、防疫、医療、助産に関すること。</p> <p>4 災害対策用医薬品の確保</p>		保健センター班	保健センター所長		<p>1 保健センターの被害状況調査及びとりまとめ</p> <p>2 医療施設の被害調査</p> <p>3 災害時における、防疫、医療、助産に関すること。</p> <p>4 災害対策用医薬品の確保</p>		

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

					<ul style="list-style-type: none"> 5 医師会との連絡調整 6 保健所等関係機関との連携、調整 7 市民病院の医療機能維持支援 8 市民病院の被害状況調査及びとりまとめ 9 市民病院との連絡調整 					<ul style="list-style-type: none"> 5 医療救護対策本部に関すること 6 保健活動に関すること 		
			市民班	市民課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 給食及び支援物資の確保・調達 2 地区事務所の被害状況調査及びとりまとめ 			市民班	市民課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 給食及び支援物資の確保・調達 2 地区事務所の被害状況調査及びとりまとめ 		
	経済部	経済部長	産業観光班	産業観光課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光施設の被害状況調査及びとりまとめ 2 商工業の被害状況調査及びとりまとめ 3 帰宅困難者に関する事業所との連絡調整 4 生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置 5 災害対策に伴う物資の確保 6 電力、ガス等ライフライン関連企業との連絡調整 7 産業観光課所管施設の被害状況調査及びとりまとめ 8 農林関係機関との連絡調整 9 農林・畜産業における被害状況調査及びとりまとめ 10 被災商工業者に対する金融措置 11 雇用及び事業再建に係る相談窓口の設置に関すること。 12 経済部内の調整 		経済部	経済部長	産業観光班	産業観光課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光施設の被害状況調査及びとりまとめ 2 商工業の被害状況調査及びとりまとめ 3 帰宅困難者に関する事業所との連絡調整 4 生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置 5 災害対策に伴う物資の確保 6 電力、ガス等ライフライン関連企業との連絡調整 7 産業観光課所管施設の被害状況調査及びとりまとめ 8 農林関係機関との連絡調整 9 農林・畜産業における被害状況調査及びとりまとめ 10 被災商工業者に対する金融措置 11 雇用及び事業再建に係る相談窓口の設置に関すること。 12 避難所に関する業務の応援 13 経済部内の調整 	
			意匠研究所班	意匠研究所副所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 陶磁器意匠研究所の被害状況調査及びとりまとめ 2 研究生の安否確認 			意匠研究所班	意匠研究所副所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 陶磁器意匠研究所の被害状況調査及びとりまとめ 2 研究生の安否確認 		

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

			企業誘致班	企業誘致課長	1 企業誘致用地の被害調査 2 誘致企業との連絡調整			企業誘致班	企業誘致課長	1 企業誘致用地の被害調査 2 誘致企業との連絡調整		
	《略》						《略》					
	都市計画部	都市計画部長	都市政策班	都市政策課長	1 公共交通関係者との連絡調整 2 被害等通報に係る現地確認 3 都市計画部内の調整 4 建設部との連絡調整		都市計画部	都市計画部長	都市政策班	都市政策課長	1 公共交通関係者との連絡調整 2 被害等通報に係る現地確認 3 都市計画部内の調整 4 建設部との連絡調整	
			開発指導班	開発指導課長	1 被害等通報に係る現地確認 2 宅地造成等工事現場の被害状況調査及びとりまとめ 3 建物の被害概要のとりまとめ 4 多治見市応急危険度判定実施本部の立上げに関すること。 5 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。				開発指導班	開発指導課長	1 被害等通報に係る現地確認 2 宅地造成等工事現場の被害状況調査及びとりまとめ 3 建物の被害概要のとりまとめ 4 多治見市応急危険度判定実施本部の立上げに関すること。 5 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。	
			市街地整備班	市街地整備課長	1 土地区画整理事業の被害状況調査及びとりまとめ 2 被害等通報に係る現地確認				市街地整備班	市街地整備課長	1 土地区画整理事業、 <u>市街地再開発事業</u> の被害状況調査及びとりまとめ 2 被害等通報に係る現地確認	
32 他	4 協力組織	市本部で実施する応急対策に協力奉仕を受けるため、市本部の協力組織として奉仕団を置く。奉仕団の構成等は、「第3章第2項災害動員計画」に定めるところによる。					4 協力組織	市本部で実施する応急対策に <u>協力を受けるため、ボランティア団体等と連携・協力する。ボランティア団体等の</u> 構成等は、「第3章第2項災害動員計画」に定めるところによる。 <u>※日赤奉仕団を除き、以降の「奉仕団」を「ボランティア」に改める。</u>				奉仕団という表現が一般的でないため修正

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

<p>40</p>	<p>第2章 災害予防計画 第5節 火災予防計画 1 組織に関する計画 (1) 消防本部の組織</p>	<p>第2章 災害予防計画 第5節 火災予防計画 1 組織に関する計画 (1) 消防本部の組織</p>	<p>文言修正</p>
-----------	--	--	-------------

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

41	(2) 消防団の人員	所 属	定 員	所 属	定 員	(2) 消防団の人員	名称修正		
		団 本 部	13	池 田 南 分 団	26				
		中 央 南 分 団	28	北 栄 分 団	28				
		中 央 北 分 団	28	脇 之 島 分 団	28				
		共 栄 分 団	28	滝 呂 台 分 団	28				
		小 泉 分 団	28	根 本 分 団	28				
		池 田 分 団	28	笠原第1分団	45				
		市 之 倉 分 団	28	笠原第2分団	45				
		滝 呂 分 団	28	消 防 音 楽 隊	25				
		南 姫 分 団	40	<u>救急処置指導隊</u>	37				
				合 計	539				
				所 属	定 員			所 属	定 員
		団 本 部	13	池 田 南 分 団	26				
中 央 南 分 団	28	北 栄 分 団	28						
中 央 北 分 団	28	脇 之 島 分 団	28						
共 栄 分 団	28	滝 呂 台 分 団	28						
小 泉 分 団	28	根 本 分 団	28						
池 田 分 団	28	笠原第1分団	45						
市 之 倉 分 団	28	笠原第2分団	45						
滝 呂 分 団	28	消 防 音 楽 隊	25						
南 姫 分 団	40	救命処置指導隊	37						
		合 計	539						

43 2 消防出動計画

火災出動計画表						
消防署	北署出動区域		南署出動区域		笠原署出動区域	管轄外 日向山地区
建物・危険物火災	第1次	出動区域署2台・出動区域以外署1台(笠原署出動区域内は笠原署1台・笠原署以外2台)・現場指揮車				笠原署1台 現場指揮車
	第2次	特命出動				
	中高層	南 署…タンク車、梯子車、現場指揮車 北 署…タンク車、ポンプ車(水糞車) 笠原署…救急車		笠原署…タンク車 南 署…タンク車、梯子車、 現場指揮車 北 署…ポンプ車、救急車		笠原署1台 現場指揮車
林野火災	第1次	出動区域署2台・現場指揮車			南署1台・笠原署1台・現場指揮車	笠原署1台 現場指揮車
	第2次	出動区域外署2台			南署1台・北署1台	
車両火災	出動区域署2台・現場指揮車			南署1台・笠原署1台	笠原署1台 現場指揮車	
その他の火災	出動区域署1台・現場指揮車(消防団が出動した場合のみ)				笠原署1台 現場指揮車	
消防団	中央連	第1方面隊	第2方面隊	第3方面隊	第4方面隊	第5方面隊
建物・危険物火災	第1次	中央南分団・滝呂分団・備忘島分団	中央北分団・共栄分団・北泉分団	小泉分団・南郷分団・根本分団	池田分団・市之宮分団・池田南分団	滝呂台分団・笠原第1分団・笠原第2分団
	第2次	特命出動				
林野火災	第1次	建物・危険物火災の第1次出動と同じ				
	第2次	特命出動				
その他の火災	火災発生管轄1分団(通報状況により救急指令課判断)					
備考 1. 消防署の出動区域は、JR中央本線以北(廿原町、三の倉町、諏訪町、月見町、富士見町、池田町、太平町の1、2、4丁目を除く)と虎溪山町、東栄町の全部を北署出動区域、JR中央本線以南(虎溪山町、東栄町、滝呂町12、14、17丁目、笠原町を除く)を南署出動区域、北署、南署出動区域以外を笠原署出動区域とする。 2. 中高層建物火災は梯子車が全ての出動区域に出動する。 3. 火災通報入電時に負傷者がある場合は、出動区域外署から救急車が出動する。 4. 消防団の出動については、建物・危険物火災の第1次出動は、方面隊出動とする。ただし、次の注意報等発令中は救急指令課の判断により隣接する方面隊を増強出動させる。①乾燥注意報発令中 ②強風注意報発令中(風速10mを超える等) ③火災警報発令中 なお、救急指令課が火災通報時消防団の出動が必要無いと判断した場合及び1方面隊で対応可能と判断した場合は、この限りでない。 5. 出動車両の増強及び特命出動については、現場指揮者の判断とする。						

計画の見直しによる修正(修正後)

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

50	<p>第5節 火災予防計画</p> <p>(6) 消防配備図</p> <p>◎消防署から出動5分以内の到達地域</p> <p>(毎時50kmで算定する。ただし、山間辺地は毎時40kmで算定する。)</p> <table border="1" data-bbox="219 352 1032 951"> <thead> <tr> <th></th> <th>南消防署</th> <th>北消防署</th> <th>笠原消防署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>高田町、明和町、多治見西高校付近</td> <td>高田町、大針町神戸 タイル付近</td> <td>滝呂町大和幼稚園付 近</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>富士見町マルタカ 物流サービス付 近、喜多町県神社 付近</td> <td>大原町普賢寺付近、 富士見町マルタカ物 流サービス付近</td> <td>市之倉町東濃信用金 庫市之倉支店付近</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>滝呂町笠原境付 近、市之倉町2丁 目付近</td> <td>大畑町1丁目ヤマカ 陶料付近</td> <td>富士下第3砂防ダム 付近</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>下沢町</td> <td>東町美濃焼センター 付近</td> <td>雇用促進住宅笠原宿 舎付近</td> </tr> </tbody> </table>		南消防署	北消防署	笠原消防署	北部	高田町、明和町、多治見西高校付近	高田町、大針町神戸 タイル付近	滝呂町大和幼稚園付 近	西部	富士見町マルタカ 物流サービス付 近、喜多町県神社 付近	大原町普賢寺付近、 富士見町マルタカ物 流サービス付近	市之倉町東濃信用金 庫市之倉支店付近	南部	滝呂町笠原境付 近、市之倉町2丁 目付近	大畑町1丁目ヤマカ 陶料付近	富士下第3砂防ダム 付近	東部	下沢町	東町美濃焼センター 付近	雇用促進住宅笠原宿 舎付近	<p>第5節 火災予防計画</p> <p>(6) 消防配備図</p> <p>◎消防署から出動5分以内の到達地域</p> <p>(毎時50kmで算定する。ただし、山間辺地は毎時40kmで算定する。)</p> <table border="1" data-bbox="1122 352 1935 951"> <thead> <tr> <th></th> <th>南消防署</th> <th>北消防署</th> <th>笠原消防署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>高田町、明和町、多治見西高校付近</td> <td>高田町、大針町神戸 タイル付近</td> <td>滝呂町大和幼稚園付 近</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>富士見町マルタカ 物流サービス付 近、喜多町県神社 付近</td> <td>大原町普賢寺付近、 富士見町マルタカ物 流サービス付近</td> <td>市之倉町東濃信用金 庫市之倉支店付近</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>滝呂町笠原境付 近、市之倉町2丁 目付近</td> <td>大畑町1丁目ヤマカ 陶料付近</td> <td>富士下第3砂防ダム 付近</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>下沢町</td> <td>東町美濃焼センター 付近</td> <td><u>ビレッジハウス笠原 付近</u></td> </tr> </tbody> </table>		南消防署	北消防署	笠原消防署	北部	高田町、明和町、多治見西高校付近	高田町、大針町神戸 タイル付近	滝呂町大和幼稚園付 近	西部	富士見町マルタカ 物流サービス付 近、喜多町県神社 付近	大原町普賢寺付近、 富士見町マルタカ物 流サービス付近	市之倉町東濃信用金 庫市之倉支店付近	南部	滝呂町笠原境付 近、市之倉町2丁 目付近	大畑町1丁目ヤマカ 陶料付近	富士下第3砂防ダム 付近	東部	下沢町	東町美濃焼センター 付近	<u>ビレッジハウス笠原 付近</u>	名称変更
	南消防署	北消防署	笠原消防署																																								
北部	高田町、明和町、多治見西高校付近	高田町、大針町神戸 タイル付近	滝呂町大和幼稚園付 近																																								
西部	富士見町マルタカ 物流サービス付 近、喜多町県神社 付近	大原町普賢寺付近、 富士見町マルタカ物 流サービス付近	市之倉町東濃信用金 庫市之倉支店付近																																								
南部	滝呂町笠原境付 近、市之倉町2丁 目付近	大畑町1丁目ヤマカ 陶料付近	富士下第3砂防ダム 付近																																								
東部	下沢町	東町美濃焼センター 付近	雇用促進住宅笠原宿 舎付近																																								
	南消防署	北消防署	笠原消防署																																								
北部	高田町、明和町、多治見西高校付近	高田町、大針町神戸 タイル付近	滝呂町大和幼稚園付 近																																								
西部	富士見町マルタカ 物流サービス付 近、喜多町県神社 付近	大原町普賢寺付近、 富士見町マルタカ物 流サービス付近	市之倉町東濃信用金 庫市之倉支店付近																																								
南部	滝呂町笠原境付 近、市之倉町2丁 目付近	大畑町1丁目ヤマカ 陶料付近	富士下第3砂防ダム 付近																																								
東部	下沢町	東町美濃焼センター 付近	<u>ビレッジハウス笠原 付近</u>																																								

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

52

(7) 消防水利施設現勢表

区分 種別	合計	消火栓			防火水槽						その他			
		公設	私設	小計	公設		私設		小計		河川・溝	プール	ごう池	小計
					40m ³	20m ³	40m ³	20m ³	40m ³	20m ³				
					以上	未満	以上	未満	以上	未満				
合計	3,151	2,691	5	2,696	256	9	51	26	307	35	57	23	33	113
南署	1,192	1,018	3	1,021	104	2	18	7	122	9	21	9	10	40
北署	1,478	1,271	1	1,272	123	5	20	9	143	14	18	11	20	49
笠原署	481	402	1	403	29	2	13	10	42	12	18	3	3	24

(7) 消防水利施設現勢表

区分 種別	合計	消火栓			防火水槽						その他			
		公設	私設	小計	公設		私設		小計		河川・溝	プール	ごう池	小計
					40m ³	20m ³	40m ³	20m ³	40m ³	20m ³				
					以上	40m ³ 未満	以上	40m ³ 未満	以上	40m ³ 未満				
合計	<u>3160</u>	<u>2701</u>	<u>11</u>	<u>2712</u>	<u>242</u>	<u>20</u>	<u>49</u>	<u>24</u>	<u>291</u>	<u>44</u>	57	23	33	113

国への報告
様式に合わせ
て表記

施設の新設
廃止に伴う
修正

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

55	6 消防職団員に対する教育訓練計画 (3) 消防職団員の派遣教育	派遣先	消防職団員	科目	6 消防職団員に対する教育訓練計画 (3) 消防職団員の派遣教育	記述の整理
		消防大 学校	消防職員	本科		
				幹部研修科 上級幹部科 警防科 予防科 救急科 救助科 火災調査科		
			消防団員	消防団長科		
岐阜県消 防学校	消防職員	初任教育 専科教育 幹部教育 特別教育				
		消防団員	基礎教育 専科教育 幹部教育 特別教育			
55	6 消防職団員に対する教育訓練計画 (3) 消防職団員の派遣教育	派遣先	消防職団員	科目	6 消防職団員に対する教育訓練計画 (3) 消防職団員の派遣教育	記述の整理
		消防大 学校	消防職員	総合教育 専科教育		
				消防団員		
		岐阜県消 防学校	消防職員	初任教育 専科教育 幹部教育 特別教育		
消防団員	基礎教育 専科教育 幹部教育 特別教育					

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

58	<p>第6節 防災教養訓練計画</p> <p><新規></p>	<p>第6節 防災教養訓練計画</p> <p><u>4 「災害から命を守る岐阜県民運動」への参画</u></p> <p><u>県は、市町村、防災関係団体、事業者、学校、有識者等で構成する「災害から命を守る岐阜県民運動」推進組織を設置する。</u></p> <p><u>市は、「想定外の常態化」ともいべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等様々な主体が連携して命をつなげるために、「自助」、「共助」の意識向上に向け、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な行動を促すよう、県と協力し「災害から命を守る岐阜県民運動」として展開するものとする。</u></p>	<p>岐阜県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>
62 他	<p><u>災害弱者</u></p>	<p><u>要支援者</u></p> <p><u>※以降の「災害弱者」を「要支援者」に改める。</u></p>	<p>表現を統一</p>
65	<p>第8節 自主防災体制の確立</p> <p>第10節 業務継続体制の整備</p> <p>2 企業防災の促進</p> <p>企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする</p> <p>市、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、業務継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>	<p>第8節 自主防災体制の確立</p> <p>第10節 業務継続体制の整備</p> <p>2 企業防災の促進</p> <p>企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする</p> <p>市、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、業務継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p><u>市、商工団体等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p>	<p>岐阜県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

<p>65</p>	<p>第2章 災害予防計画 <u>＜新規＞</u></p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p><u>第11節 大規模停電対策</u></p> <p><u>大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、防止対策や代替電源の確保等を行う。</u></p> <p><u>1 連携の強化</u></p> <p><u>市は、防災関係機関と停電の早期復旧に向けた体制を整備するため、会議等を開催し連携の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>2 事前防止策</u></p> <p><u>市及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 代替電源の確保</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、自ら管理する施設等において、非常用発電設備等代替電源の確保に努めるものとする。また、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関等とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。</u></p> <p><u>4 市通信機器等の充電</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>第12節 その他の災害予防</u></p> <p><u>第1節から第11節までに定める以外の次の災害予防対策は県計画のそれぞれの対策（計画）に基づいて実施するものとする。</u></p> <p><u>1 孤立地域防止対策（県計画第2章第15項）</u></p>	<p>岐阜県地域 防災計画の 修正を踏ま えた修正</p>
-----------	------------------------------------	---	--

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

72	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第2項 災害動員計画</p> <p>第1節 災害応援要請計画</p> <p>5 奉仕団の編成</p> <p>(1) 町内奉仕団</p> <p>各町内別に、町内会、社会・文化団体等の各団体をもって町内奉仕団を編成する。</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第2項 災害動員計画</p> <p>第1節 災害応援要請計画</p> <p>5 <u>ボランティア</u>の編成</p> <p>(1) <u>自治会ボランティア</u></p> <p><u>区・町内会、社会・文化団体等の各団体へボランティアの協力を求める。</u></p>	<p>自治会は自主防災組織を編成するため協力を求めるに修正</p>
73 他	<p>10 災害救助法による基準等</p> <p>災害救助法による救助実施のための人夫の雇上げの範囲その他の基準等は次のとおりとする。</p> <p>(1) 人夫雇上げの範囲</p> <p>ア <u>り</u>災者の避難のための人夫 原則として認められないが、特に本部長が必要と認めたとき</p> <p>イ 医療及び助産の移送人夫</p> <p><u>医療班</u>でなければ処置できない重傷患者もしくは<u>医療班</u>が到着するまでの間に処置をしなければならない患者を病院又は診療所に運ぶための人夫、あるいは<u>医療班</u>の移動に伴う人夫（<u>医療班員</u>を背負って急流を渡るような人夫）を必要とするとき</p>	<p>10 災害救助法による基準等</p> <p>災害救助法による救助実施のための人夫の雇上げの範囲その他の基準等は次のとおりとする。</p> <p>(1) 人夫雇上げの範囲</p> <p>ア <u>罹</u>災者の避難のための人夫 原則として認められないが、特に本部長が必要と認めたとき</p> <p>イ 医療及び助産の移送人夫</p> <p><u>医療救護班</u>でなければ処置できない重傷患者もしくは<u>医療救護班</u>が到着するまでの間に処置をしなければならない患者を病院又は診療所に運ぶための人夫、あるいは<u>医療救護班</u>の移動に伴う人夫（<u>医療救護班員</u>を背負って急流を渡るような人夫）を必要とするとき</p> <p><u>※以降の「医療班」を「医療救護班」に改める。</u></p>	<p>災害時医療救護体制の整備による修正</p>

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

80	<p>第4節 自衛隊派遣要請計画 1 自衛隊派遣要請の方法 (4) 要請の窓口第35普通科連隊第3科</p> <table border="1" data-bbox="219 323 1032 922"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部隊名等</th> <th colspan="2">連絡責任者(電話番号)</th> </tr> <tr> <th>時間内(平日) ～17:00</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第35普通科連隊 (守山)第3科</td> <td>第35普通科連隊第3科 052-791-2191</td> <td>駐屯地当直司令 052-791-2191</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">F A X 052-791-2191</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊岐阜基地</td> <td>第2補給処企画課 企画運用班 0583-82-1101</td> <td>基地当直幹部 0583-82-1101</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊小牧基地</td> <td colspan="2">防衛部運用班 0568-76-2191 F A X 0568-76-2191</td> </tr> </tbody> </table>	部隊名等	連絡責任者(電話番号)		時間内(平日) ～17:00	時間外	陸上自衛隊 第35普通科連隊 (守山)第3科	第35普通科連隊第3科 052-791-2191	駐屯地当直司令 052-791-2191	F A X 052-791-2191			航空自衛隊岐阜基地	第2補給処企画課 企画運用班 0583-82-1101	基地当直幹部 0583-82-1101	航空自衛隊小牧基地	防衛部運用班 0568-76-2191 F A X 0568-76-2191		<p>第4節 自衛隊派遣要請計画 1 自衛隊派遣要請の方法 (4) 要請の窓口第35普通科連隊第3科</p> <table border="1" data-bbox="1124 323 1937 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部隊名等</th> <th colspan="2">連絡責任者(電話番号)</th> </tr> <tr> <th>時間内(平日) ～17:00</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第35普通科連隊 (守山)第3科</td> <td>第35普通科連隊第3科 052-791-2191(内 <u>線4832、夜間内線 4509</u>)</td> <td>駐屯地当直司令 052-791-2191(内 <u>線4839</u>)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">F A X 052-791-2191</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊岐阜基地</td> <td>第2補給処企画課 企画運用班 <u>0583-82-3196(代 表)</u> <u>0583-82-4899(F A X)</u></td> <td>基地当直幹部 <u>0583-82-3196(代 表)</u> <u>0583-82-4899(F A X)</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊小牧基地</td> <td colspan="2">防衛部運用班 <u>0568-76-2191(代表)</u> <u>0568-76-6301(F A X)</u></td> </tr> <tr> <td><u>自衛隊岐阜地方協力 本部</u></td> <td colspan="2"><u>総務課企画班長 または国民保護・災害対 策連絡調整官</u> <u>058-232-3127</u></td> </tr> </tbody> </table>	部隊名等	連絡責任者(電話番号)		時間内(平日) ～17:00	時間外	陸上自衛隊 第35普通科連隊 (守山)第3科	第35普通科連隊第3科 052-791-2191(内 <u>線4832、夜間内線 4509</u>)	駐屯地当直司令 052-791-2191(内 <u>線4839</u>)	F A X 052-791-2191			航空自衛隊岐阜基地	第2補給処企画課 企画運用班 <u>0583-82-3196(代 表)</u> <u>0583-82-4899(F A X)</u>	基地当直幹部 <u>0583-82-3196(代 表)</u> <u>0583-82-4899(F A X)</u>	航空自衛隊小牧基地	防衛部運用班 <u>0568-76-2191(代表)</u> <u>0568-76-6301(F A X)</u>		<u>自衛隊岐阜地方協力 本部</u>	<u>総務課企画班長 または国民保護・災害対 策連絡調整官</u> <u>058-232-3127</u>		<p>連絡電話等 の修正</p>
部隊名等	連絡責任者(電話番号)																																							
	時間内(平日) ～17:00	時間外																																						
陸上自衛隊 第35普通科連隊 (守山)第3科	第35普通科連隊第3科 052-791-2191	駐屯地当直司令 052-791-2191																																						
F A X 052-791-2191																																								
航空自衛隊岐阜基地	第2補給処企画課 企画運用班 0583-82-1101	基地当直幹部 0583-82-1101																																						
航空自衛隊小牧基地	防衛部運用班 0568-76-2191 F A X 0568-76-2191																																							
部隊名等	連絡責任者(電話番号)																																							
	時間内(平日) ～17:00	時間外																																						
陸上自衛隊 第35普通科連隊 (守山)第3科	第35普通科連隊第3科 052-791-2191(内 <u>線4832、夜間内線 4509</u>)	駐屯地当直司令 052-791-2191(内 <u>線4839</u>)																																						
F A X 052-791-2191																																								
航空自衛隊岐阜基地	第2補給処企画課 企画運用班 <u>0583-82-3196(代 表)</u> <u>0583-82-4899(F A X)</u>	基地当直幹部 <u>0583-82-3196(代 表)</u> <u>0583-82-4899(F A X)</u>																																						
航空自衛隊小牧基地	防衛部運用班 <u>0568-76-2191(代表)</u> <u>0568-76-6301(F A X)</u>																																							
<u>自衛隊岐阜地方協力 本部</u>	<u>総務課企画班長 または国民保護・災害対 策連絡調整官</u> <u>058-232-3127</u>																																							

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

107	<p>第4項 災害情報計画</p> <p>第1節 警報・注意報・情報等の計画</p> <p>1 警報等の種別</p> <p>(1) 気象警報等の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="219 331 1025 1098"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="2">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">特別 警報</td> <td>大雨</td> <td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td colspan="2">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">警報</td> <td rowspan="2">大雨 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>21。</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>134。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>市之倉川流域=6、笠原川流域=11.2、大原川流域=9.7。</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>庄内川[土岐・多治見]。</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>17m/s。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td>17m/s 雪を伴う。</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ20cm。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>11。</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>87。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>市之倉川流域=4.8、笠原川流域=9、大原川流域=7.7。</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>笠原川流域=(5,9)。</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>庄内川[土岐・多治見]。</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s。</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s 雪を伴う。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準		特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。		警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	21。	土壌雨量指数基準	134。	洪水	流域雨量指数基準	市之倉川流域=6、笠原川流域=11.2、大原川流域=9.7。	指定河川洪水予報による基準	庄内川[土岐・多治見]。	暴風	平均風速	17m/s。	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う。	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm。	注意報	大雨	表面雨量指数基準	11。	土壌雨量指数基準	87。	洪水	流域雨量指数基準	市之倉川流域=4.8、笠原川流域=9、大原川流域=7.7。	複合基準	笠原川流域=(5,9)。	指定河川洪水予報による基準	庄内川[土岐・多治見]。	強風	平均風速	12m/s。	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う。	<p>第4項 災害情報計画</p> <p>第1節 警報・注意報・情報等の計画</p> <p>1 警報等の種別</p> <p>(1) 気象警報等の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1115 331 1944 1098"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="2">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">特別 警報</td> <td>大雨</td> <td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td colspan="2">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">警報</td> <td rowspan="2">大雨 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>21。</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>134。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>市之倉川流域=6、笠原川流域=11.9、大原川流域=11.6。</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>庄内川[土岐・多治見]。</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>17m/s。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td>17m/s 雪を伴う。</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ20cm。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>11。</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>87。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>市之倉川流域=4.8、笠原川流域=9.5、大原川流域=9.2。</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>笠原川流域=(5,9.5)。</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>庄内川[土岐・多治見]。</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s。</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s 雪を伴う。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準		特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。		警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	21。	土壌雨量指数基準	134。	洪水	流域雨量指数基準	市之倉川流域=6、笠原川流域=11.9、大原川流域=11.6。	指定河川洪水予報による基準	庄内川[土岐・多治見]。	暴風	平均風速	17m/s。	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う。	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm。	注意報	大雨	表面雨量指数基準	11。	土壌雨量指数基準	87。	洪水	流域雨量指数基準	市之倉川流域=4.8、笠原川流域=9.5、大原川流域=9.2。	複合基準	笠原川流域=(5,9.5)。	指定河川洪水予報による基準	庄内川[土岐・多治見]。	強風	平均風速	12m/s。	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う。	<p>警報等の種別の変更に伴う修正</p>
種 類	発 表 基 準																																																																																																																
特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。																																																																																																															
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。																																																																																																															
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。																																																																																																															
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。																																																																																																															
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	21。																																																																																																														
		土壌雨量指数基準	134。																																																																																																														
	洪水	流域雨量指数基準	市之倉川流域=6、笠原川流域=11.2、大原川流域=9.7。																																																																																																														
		指定河川洪水予報による基準	庄内川[土岐・多治見]。																																																																																																														
	暴風	平均風速	17m/s。																																																																																																														
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う。																																																																																																														
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm。																																																																																																															
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11。																																																																																																														
		土壌雨量指数基準	87。																																																																																																														
	洪水	流域雨量指数基準	市之倉川流域=4.8、笠原川流域=9、大原川流域=7.7。																																																																																																														
		複合基準	笠原川流域=(5,9)。																																																																																																														
		指定河川洪水予報による基準	庄内川[土岐・多治見]。																																																																																																														
	強風	平均風速	12m/s。																																																																																																														
風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う。																																																																																																															
種 類	発 表 基 準																																																																																																																
特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。																																																																																																															
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。																																																																																																															
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。																																																																																																															
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。																																																																																																															
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	21。																																																																																																														
		土壌雨量指数基準	134。																																																																																																														
	洪水	流域雨量指数基準	市之倉川流域=6、笠原川流域=11.9、大原川流域=11.6。																																																																																																														
		指定河川洪水予報による基準	庄内川[土岐・多治見]。																																																																																																														
	暴風	平均風速	17m/s。																																																																																																														
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う。																																																																																																														
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm。																																																																																																															
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11。																																																																																																														
		土壌雨量指数基準	87。																																																																																																														
	洪水	流域雨量指数基準	市之倉川流域=4.8、笠原川流域=9.5、大原川流域=9.2。																																																																																																														
		複合基準	笠原川流域=(5,9.5)。																																																																																																														
		指定河川洪水予報による基準	庄内川[土岐・多治見]。																																																																																																														
	強風	平均風速	12m/s。																																																																																																														
風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う。																																																																																																															

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

122	第2節 災害情報計画	第2節 災害情報計画	組織合併による削除、過去の記載漏れ修正																																																																				
	8 商工業及び観光施設被害等	8 商工業及び観光施設被害等																																																																					
地域別協力団体の状況		地域別協力団体の状況																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>協 力 団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商 工</td> <td>多治見商工会議所</td> </tr> <tr> <td>関 係</td> <td>多治見美濃焼卸センター協組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多治見陶磁器卸商業協組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>美濃タイル商業協組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多治見輸出陶磁器完成協組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多治見陶磁器上絵加工工業協組</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>多治見紙器協組</u></td> </tr> <tr> <td>本町3～4丁目</td> <td>ながせ商店街振興組合</td> </tr> <tr> <td>本町1～2丁目</td> <td>駅前 〃</td> </tr> <tr> <td>新町1～2丁目</td> <td>銀座 〃</td> </tr> <tr> <td>小 路 町</td> <td>小路町 〃</td> </tr> <tr> <td>広 小 路 通 り</td> <td>広小路 〃</td> </tr> <tr> <td>共 栄 地 域</td> <td>高田陶磁器工業協組</td> </tr> <tr> <td>滝 呂 〃</td> <td>滝呂陶磁器工業協組</td> </tr> <tr> <td>市之倉 〃</td> <td>市之倉陶磁器工業協組</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	協 力 団 体	商 工	多治見商工会議所	関 係	多治見美濃焼卸センター協組		多治見陶磁器卸商業協組		美濃タイル商業協組		多治見輸出陶磁器完成協組		多治見陶磁器上絵加工工業協組		<u>多治見紙器協組</u>	本町3～4丁目	ながせ商店街振興組合	本町1～2丁目	駅前 〃	新町1～2丁目	銀座 〃	小 路 町	小路町 〃	広 小 路 通 り	広小路 〃	共 栄 地 域	高田陶磁器工業協組	滝 呂 〃	滝呂陶磁器工業協組	市之倉 〃	市之倉陶磁器工業協組	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>協 力 団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商 工</td> <td>多治見商工会議所</td> </tr> <tr> <td>関 係</td> <td><u>笠原町商工会</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>多治見美濃焼卸センター協組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多治見陶磁器卸商業協組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>美濃タイル商業協組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多治見輸出陶磁器完成協組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多治見陶磁器上絵加工工業協組</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>協組ケーエスジー</u></td> </tr> <tr> <td>本町3～4丁目</td> <td>ながせ商店街振興組合</td> </tr> <tr> <td>本町1～2丁目</td> <td>駅前<u>商店街振興組合</u></td> </tr> <tr> <td>新町1～2丁目</td> <td>銀座<u>商店街振興組合</u></td> </tr> <tr> <td>小 路 町</td> <td>小路町<u>商店街振興組合</u></td> </tr> <tr> <td>広 小 路 通 り</td> <td>広小路<u>商店街振興組合</u></td> </tr> <tr> <td>共 栄 地 域</td> <td>高田陶磁器工業協組</td> </tr> <tr> <td>滝 呂 <u>地 域</u></td> <td>滝呂陶磁器工業協組</td> </tr> <tr> <td>市之倉 <u>地 域</u></td> <td>市之倉陶磁器工業協組</td> </tr> <tr> <td>笠 原 <u>地 域</u></td> <td><u>笠原陶磁器工業協組</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	協 力 団 体	商 工	多治見商工会議所	関 係	<u>笠原町商工会</u>		多治見美濃焼卸センター協組		多治見陶磁器卸商業協組		美濃タイル商業協組		多治見輸出陶磁器完成協組		多治見陶磁器上絵加工工業協組		<u>協組ケーエスジー</u>	本町3～4丁目	ながせ商店街振興組合	本町1～2丁目	駅前 <u>商店街振興組合</u>	新町1～2丁目	銀座 <u>商店街振興組合</u>	小 路 町	小路町 <u>商店街振興組合</u>	広 小 路 通 り	広小路 <u>商店街振興組合</u>	共 栄 地 域	高田陶磁器工業協組	滝 呂 <u>地 域</u>	滝呂陶磁器工業協組	市之倉 <u>地 域</u>	市之倉陶磁器工業協組	笠 原 <u>地 域</u>	<u>笠原陶磁器工業協組</u>	
区 分	協 力 団 体																																																																						
商 工	多治見商工会議所																																																																						
関 係	多治見美濃焼卸センター協組																																																																						
	多治見陶磁器卸商業協組																																																																						
	美濃タイル商業協組																																																																						
	多治見輸出陶磁器完成協組																																																																						
	多治見陶磁器上絵加工工業協組																																																																						
	<u>多治見紙器協組</u>																																																																						
本町3～4丁目	ながせ商店街振興組合																																																																						
本町1～2丁目	駅前 〃																																																																						
新町1～2丁目	銀座 〃																																																																						
小 路 町	小路町 〃																																																																						
広 小 路 通 り	広小路 〃																																																																						
共 栄 地 域	高田陶磁器工業協組																																																																						
滝 呂 〃	滝呂陶磁器工業協組																																																																						
市之倉 〃	市之倉陶磁器工業協組																																																																						
区 分	協 力 団 体																																																																						
商 工	多治見商工会議所																																																																						
関 係	<u>笠原町商工会</u>																																																																						
	多治見美濃焼卸センター協組																																																																						
	多治見陶磁器卸商業協組																																																																						
	美濃タイル商業協組																																																																						
	多治見輸出陶磁器完成協組																																																																						
	多治見陶磁器上絵加工工業協組																																																																						
	<u>協組ケーエスジー</u>																																																																						
本町3～4丁目	ながせ商店街振興組合																																																																						
本町1～2丁目	駅前 <u>商店街振興組合</u>																																																																						
新町1～2丁目	銀座 <u>商店街振興組合</u>																																																																						
小 路 町	小路町 <u>商店街振興組合</u>																																																																						
広 小 路 通 り	広小路 <u>商店街振興組合</u>																																																																						
共 栄 地 域	高田陶磁器工業協組																																																																						
滝 呂 <u>地 域</u>	滝呂陶磁器工業協組																																																																						
市之倉 <u>地 域</u>	市之倉陶磁器工業協組																																																																						
笠 原 <u>地 域</u>	<u>笠原陶磁器工業協組</u>																																																																						

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

172	<p>第3節 消防計画</p> <p>1 火災気象通報等の取扱い</p> <p>消防法第22条第1項の規定により気象機関から通報される火災気象通報は、次の取り扱いによるものとする。</p> <p>(1) 気象の条件及び通報</p> <p>火災気象通報は、気象の状況が火災の予防上危険であるとき、具体的には次の条件に該当する場合に岐阜地方気象台より県本部消防防災班を通じて通報される。</p> <p>美濃地方（岐阜地方気象台の値）</p> <p>① 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になる見込みのとき。</p> <p>② 平均風速10m/s以上の風が1時間以上継続して吹く見込みのとき。（降雨、降雪中は通報されないこともある。）</p> <p>飛騨地方（高山観測所）</p> <p>① 実効湿度が70%以下で、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。</p> <p>② 平均風速10m/s以上の風が1時間以上継続して吹く見込みのとき。（降雨、降雪中は通報されないこともある。）</p> <p>(2) 伝達の系統</p> <p>以下略</p>	<p>第3節 消防計画</p> <p>1 火災気象通報等の取扱い</p> <p>消防法第22条第1項の規定により気象機関から通報される火災気象通報は、次の取り扱いによるものとする。</p> <p><u>(1) 定時に行う通報</u></p> <p><u>気象台等は、5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日朝（5時頃を想定）に都道府県に通報する。都道府県は、通報を受けた内容を市町村等へ通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として以下のとおり「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示を行わない。</u></p> <p><u>【通報区分】</u></p> <p><u>乾燥注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥】</u></p> <p><u>強風注意報 ⇒ 火災気象通報【強風】</u></p> <p><u>乾燥注意報及び強風注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥・強風】</u></p> <p><u>(2) 随時に行う通報</u></p> <p><u>(1)で通報した内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表があった場合は、その発表をもって火災気象通報に代えることとする。</u></p> <p><u>(3) 伝達の系統</u></p> <p>以下略</p>	<p>火災気象通報の運用の見直しによる修正</p>
178	<p>火災気象通報（岐阜地方気象台様式）</p>	<p>削除</p>	<p>同上</p>

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

175	10 相互応援計画	10 相互応援計画	相互応援計画の見直しによる								
	<p>【県内高速道路における応援協定】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締結年月日</th> <th>締結市町村名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和51年 4月1日</td> <td>大垣市、羽島市、関ヶ原町、養老町、安八町、上石津町、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市、大垣消防組合、不破消防組合</td> </tr> <tr> <td>平成21年 3月2日</td> <td>[名神高速道路]関ヶ原町、養老町、大垣市、安八町、羽島市、不破消防組合、大垣消防組合 [中央自動車道]土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市 [東海北陸自動車道]白川村、飛騨市、高山市、郡上市、美濃市、関市、岐阜市、岐南町、笠松町、各務原市、中濃消防組合、羽島郡広域連合</td> </tr> </tbody> </table>	締結年月日		締結市町村名等	昭和51年 4月1日	大垣市、羽島市、関ヶ原町、養老町、安八町、上石津町、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市、大垣消防組合、不破消防組合	平成21年 3月2日	[名神高速道路]関ヶ原町、養老町、大垣市、安八町、羽島市、不破消防組合、大垣消防組合 [中央自動車道]土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市 [東海北陸自動車道]白川村、飛騨市、高山市、郡上市、美濃市、関市、岐阜市、岐南町、笠松町、各務原市、中濃消防組合、羽島郡広域連合	<p>【県内高速道路における応援協定】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締結年月日</th> <th>締結市町村名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年 11月4日</td> <td><u>岐阜市、大垣消防組合、可茂消防事務組合、高山市、中濃消防組合、各務原市、多治見市、土岐市、羽島市、中津川市、恵那市、瑞浪市、羽島郡広域連合、不破消防組合、揖斐郡消防組合、養老町、飛騨市、郡上市</u></td> </tr> </tbody> </table>	締結年月日	締結市町村名等
締結年月日	締結市町村名等										
昭和51年 4月1日	大垣市、羽島市、関ヶ原町、養老町、安八町、上石津町、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市、大垣消防組合、不破消防組合										
平成21年 3月2日	[名神高速道路]関ヶ原町、養老町、大垣市、安八町、羽島市、不破消防組合、大垣消防組合 [中央自動車道]土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市 [東海北陸自動車道]白川村、飛騨市、高山市、郡上市、美濃市、関市、岐阜市、岐南町、笠松町、各務原市、中濃消防組合、羽島郡広域連合										
締結年月日	締結市町村名等										
令和2年 11月4日	<u>岐阜市、大垣消防組合、可茂消防事務組合、高山市、中濃消防組合、各務原市、多治見市、土岐市、羽島市、中津川市、恵那市、瑞浪市、羽島郡広域連合、不破消防組合、揖斐郡消防組合、養老町、飛騨市、郡上市</u>										

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

<p>179</p>	<p>第6項 り災者救助保護計画 第1節 応急救助の手続等 2 り災に関する証明書の発行 (1) り災証明書 市本部税務班は、り災世帯に対して様式2号による「り災証明書」を交付するものとする。</p> <p>証明書の発行に当っては、次の点に留意するものとする。 <以下略></p>	<p>第6項 り災者救助保護計画 第1節 応急救助の手続等 2 <u>罹災</u>に関する証明書の発行 (1) <u>罹災</u>証明書 市本部税務班は、<u>罹災</u>世帯に対して<u>罹災証明書（様式2号の1）または被災証明書（様式2号の1の2）</u>交付する。<u>証明書の交付を希望する者は、罹災後概ね1月以内に市本部税務班に申し出るものとするが、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。</u> <u>罹災証明書及び被災証明書は、それぞれ次に掲げる事項を証明するものとする。</u> <u>イ 罹災証明書 災害による住家（併用住宅を含む）の被害の程度または被害の事実を証明するもの</u> <u>ロ 被災証明書 罹災証明の対象とならない住家以外（事業所、工場、門扉・塀などの工作物、家具などの家財、車など）について被害の事実を証明するもの</u> <u><被害を受けたものと証明する様式の区分></u></p> <table border="1" data-bbox="1198 991 1935 1193"> <thead> <tr> <th><u>被害を受けたもの</u></th> <th><u>証明する様式</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>住家のみ</u></td> <td><u>罹災証明書</u></td> </tr> <tr> <td><u>住家及び住家以外</u></td> <td><u>罹災証明書</u></td> </tr> <tr> <td><u>住家以外のみ</u></td> <td><u>被災証明書</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>証明書の発行に当っては、次の点に留意するものとする。 <以下略></p>	<u>被害を受けたもの</u>	<u>証明する様式</u>	<u>住家のみ</u>	<u>罹災証明書</u>	<u>住家及び住家以外</u>	<u>罹災証明書</u>	<u>住家以外のみ</u>	<u>被災証明書</u>	<p>内閣府要請により罹災証明書様式を統一</p>
<u>被害を受けたもの</u>	<u>証明する様式</u>										
<u>住家のみ</u>	<u>罹災証明書</u>										
<u>住家及び住家以外</u>	<u>罹災証明書</u>										
<u>住家以外のみ</u>	<u>被災証明書</u>										

186 り災証明書（旧様式）

様式2号

り 災 証 明 書 (表裏)

第 号										
り 災 証 明 書										
世帯主職氏名					家賃数					
住 所										
り 災 事 項	災 害 の 原 因									
	り災年月日時 年 月 日 時 分									
	り災場所									
	住 宅	自家、借家	全壊、半壊、全焼、半焼、流失、床上浸水、床下浸水							
	家 財	滅失、流失、焼失、毀損 分の1以上								
り 災 状 況	生 命	死亡 名	重傷 名	軽傷 名	行方不明 名					
	そ の 他									
世帯人員 (必要な場合のみ記載)	氏 名	続柄	性別	年令	学年	備 考				
備 考										

上記のとおりり災したことを証明する。

年 月 日

多治見市長 印

- (注) 1 り災状況の「住家」と「家財」は該当事項に「○」印を付すること。
2 死亡者等は摘要欄に、その旨記載すること。

罹災証明書（新様式）

様式2号の1 (整理番号)	
罹 災 証 明 書	
世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	
被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
(追加記載事項欄②)	
※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)	
(追加記載事項欄③)	
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
令和 年 月 日	
多治見市長 古川 雅典 印	

内閣府要請により罹災証明書様式を統一

187	<新規>	<p>被災証明書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">被災証明書</p> <p>様式2号の1の2 (整理番号)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">所有者住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所有者氏名</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">被災原因</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">被災場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住家以外の被害</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり、相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">多治見市長 古川 雅典 印</p> </div>	所有者住所		所有者氏名		被災原因		被災場所		住家以外の被害		<p>内閣府要請による罹災証明書様式統一に伴い新設</p>
所有者住所													
所有者氏名													
被災原因													
被災場所													
住家以外の被害													

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

194	<p>第2節 避難計画</p> <p>2 避難の指示、勧告</p> <p>(2) 避難勧告等の発令基準</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の発令基準は、国により示された「避難勧告等に関するガイドライン」に沿って、できる限り数量的に判断できるような具体的な内容のものとし、別途これを定めるものとする。</p>	<p>第2節 避難計画</p> <p>2 避難の指示、勧告</p> <p>(2) 避難勧告等の発令基準</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の発令基準は、国により示された「避難勧告等に関するガイドライン」に沿って、できる限り数量的に判断できるような具体的な内容のものとし、<u>洪水予報河川等及びそれ以外の河川等について</u>、別途これを定めるものとする。</p>	<p>岐阜県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>
196	<p>5 避難の周知徹底</p> <p>ロ 口頭による徹底</p> <p>電話又は伝令により各町内会長に伝達し、町内会長は各班長等の協力を得て、地域内の各世帯まで大声で呼びかける等その徹底に当たるものとする。</p>	<p>5 避難の周知徹底</p> <p>ロ 口頭による徹底</p> <p>電話又は伝令により各<u>区長に伝達し、区長は各町内会長等の協力を得て</u>、地域内の各世帯まで大声で呼びかける等その徹底に当たるものとする。</p>	<p>現行の扱いに修正</p>
201	<p>10 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>市は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市及び指定各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>10 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>市は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市及び指定各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p><u>要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>避難所の感染症対策について記載</p>

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

201	<新規>	<p><u>11 拠点避難地の整備</u></p> <p>市は、大規模災害を想定し、市民の安全な避難に資するため、<u>拠点避難地を整備する。拠点避難地においては、避難者の生活環境の向上を図るための施設（空調・Wi-Fi・トイレ）を整備するとともに、避難形態の多様化に対応するため車中泊避難場所（駐車場等）を確保する。また、停電時等に対応可能な夜間照明及び再生可能エネルギー設備、備蓄倉庫等、避難者及び車中泊避難者の避難地としての施設整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>【拠点避難地】 多治見市総合体育館</u></p>	総合体育館を拠点避難地に位置付けるため																																												
218	<p>第4節 給水計画</p> <p>2 給水の方法</p> <p>(1) 給水拠点</p> <table border="1" data-bbox="181 596 1055 991"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上水道</td> <td>滝呂第1配水池</td> <td>滝呂町9丁目地内</td> <td>多治見市（水道部）</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>滝呂第2配水池</td> <td>滝呂町9丁目地内</td> <td>多治見市（水道部）</td> </tr> <tr> <td>上水道</td> <td>市之倉配水池</td> <td>市之倉町1丁目地内</td> <td>多治見市（水道部）</td> </tr> <tr> <td>以下略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設名	所在地	所属	上水道	滝呂第1配水池	滝呂町9丁目地内	多治見市（水道部）	〃	滝呂第2配水池	滝呂町9丁目地内	多治見市（水道部）	上水道	市之倉配水池	市之倉町1丁目地内	多治見市（水道部）	以下略				<p>第4節 給水計画</p> <p>2 給水の方法</p> <p>(1) 給水拠点</p> <table border="1" data-bbox="1084 596 1957 1070"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上水道</td> <td>滝呂第1配水池</td> <td>滝呂町9丁目地内</td> <td>多治見市（水道部）</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>滝呂第2配水池</td> <td>滝呂町9丁目地内</td> <td>多治見市（水道部）</td> </tr> <tr> <td><u>〃</u></td> <td><u>滝呂台配水池</u></td> <td><u>滝呂町14丁目地内</u></td> <td><u>多治見市（水道部）</u></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>市之倉配水池</td> <td>市之倉町1丁目地内</td> <td>多治見市（水道部）</td> </tr> <tr> <td>以下略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設名	所在地	所属	上水道	滝呂第1配水池	滝呂町9丁目地内	多治見市（水道部）	〃	滝呂第2配水池	滝呂町9丁目地内	多治見市（水道部）	<u>〃</u>	<u>滝呂台配水池</u>	<u>滝呂町14丁目地内</u>	<u>多治見市（水道部）</u>	〃	市之倉配水池	市之倉町1丁目地内	多治見市（水道部）	以下略				更新工事が完了し、給水車が乗入れできるため
区分	施設名	所在地	所属																																												
上水道	滝呂第1配水池	滝呂町9丁目地内	多治見市（水道部）																																												
〃	滝呂第2配水池	滝呂町9丁目地内	多治見市（水道部）																																												
上水道	市之倉配水池	市之倉町1丁目地内	多治見市（水道部）																																												
以下略																																															
区分	施設名	所在地	所属																																												
上水道	滝呂第1配水池	滝呂町9丁目地内	多治見市（水道部）																																												
〃	滝呂第2配水池	滝呂町9丁目地内	多治見市（水道部）																																												
<u>〃</u>	<u>滝呂台配水池</u>	<u>滝呂町14丁目地内</u>	<u>多治見市（水道部）</u>																																												
〃	市之倉配水池	市之倉町1丁目地内	多治見市（水道部）																																												
以下略																																															

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

<p>248</p>	<p>第8節 医療、助産計画</p> <p><u>災害のため地域の機能が無くなり、また著しく不足し、もしくは医療機構が混乱した場合における医療および助産の実施は本計画の定めるところによる。</u></p> <p>(注) 災害時であっても、当該医療施設の管理者が平常の医療が可能、又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず平常時の医療、助産の制度、方法によることができる。ただし、実施責任者から災害時医療実施の要請があったときは、この限りではない。</p> <p><u>1 実施者</u></p> <p><u>医療および助産の救助は保健センター班が担当し、直接の実施は市民病院および奉仕医療機関が行うものとする。</u></p> <p>2 医療班の編成</p>	<p>第8節 医療(助産)救護計画</p> <p><u>大規模な災害が発生し、多数の負傷者が出た場合や地域の医療機関が被害を受け機能が停止した場合における医療(助産)の実施は本計画の定めるところにより保健センター班が担当し、多治見市医師会等の医療機関団体の指導、協力を得て実施するものとする。</u></p> <p>(注) 災害時であっても、当該医療施設の管理者が平常の医療が可能、又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず平常時の医療、助産の制度、方法によることができる。ただし、実施責任者から災害時医療実施の要請があったときは、この限りではない。</p> <p><u>1 医療対策本部の設置</u></p> <p><u>市は、災害が発生し平常の医療が不可能又は困難となった場合に、迅速に医療提供体制を確保するため、市災害対策本部の下に医療対策本部を設置する。(保健センター内)</u></p> <p><u>(1) 医療対策本部の役割</u></p> <p><u>(イ) 救護所の設置検討</u></p> <p><u>(ロ) 救護所や医療機関との連絡調整</u></p> <p><u>(ハ) 医療ボランティアの受入れ調整</u></p> <p><u>(ニ) 関係機関との連絡調整</u></p> <p><u>(ホ) 医療救護に関連する情報拠点</u></p> <p><u>(2) 構成</u></p> <p><u>市民健康部長(医療対策本部長)、東濃地域災害医療コーディネーター、医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長、消防長、県立多治見病院防災対策監、市民病院事務長</u></p> <p>2 医療救護班の編成</p>	<p>災害時医療救護体制の整備による修正</p>
------------	---	---	--------------------------

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

<p>被災現地において応急医療を実施するため、<u>地域内の医療関係者をもって医療班を編成する。医療班は保健センター班の要請により現地に</u> <u>出動するものとする。</u></p> <p>3 医療機関の状況 市内の医療機関の状況は、資料編のとおりである。</p> <p>4 救助対象者 医療および助産の救助は、次の者に対して実施するものとする。</p> <p>(1) 医療救助 (イ) 医療を必要とする負傷または疾病の状態にあるにかかわらず災害のために医療の途を失った者 (ロ) 災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮の上から、これを医療救護の対象とする。</p> <p>(2) 助産救助 災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者（死産・流産も含む。）</p>	<p>被災現地において応急医療を実施するため、<u>多治見市医師会等の協力を得て医療救護班を編成する。</u></p> <p><u>(1) 構成</u> <u>医師、歯科医師、薬剤師、看護師、連絡調整員など</u></p> <p><u>(2) 医療救護班の役割</u> <u>①傷病者の医療機関への転送可否、優先順位の決定（トリアージ）</u> <u>②傷病者に対する応急処置及び必要な医療</u> <u>③重症者の移送先確保</u> <u>④死亡の確認及び死体の検案</u> <u>⑤その他医療救護活動に必要な業務</u></p> <p>3 医療機関の状況 市内の医療機関の状況は、資料編のとおりである。</p> <p>4 救助対象者 医療および助産の救助は、次の者に対して実施するものとする。</p> <p>(1) 医療救助 (イ) 医療を必要とする負傷または疾病の状態にあるにかかわらず災害のために医療の途を失った者 (ロ) 災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮の上から、これを医療救護の対象とする。</p> <p>(2) 助産救助 災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者（死産・流産も含む。）</p> <p><u>5 救護所の設置</u> <u>地域の医療機関が喪失、機能停止、又は当該医療機関の診療可能患者をはるかに超える患者が発生し、必要な医療を受けられない者がある場</u></p>	
---	---	--

<p>5 実施の方法</p> <p>医療の実施は災害の条件によって一定できないが、<u>おおむね次の方法によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 医療班の派遣による方法</u></p> <p>被災地において医療の必要があるときは、<u>保健センター班は医療班を現地に派遣して実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) 移送・収容</u></p> <p>医療を要するものの状態が重傷病で施設（病院）へ収容する必要があるときは、医療班、医療機関又は発見者は保健センター班に通知、協議し救助に適切な医療収容施設（病院）へ移送し救助するものとする。</p>	<p><u>合、災害対策本部は救護所を設置する。</u></p> <p>(1) <u>設置場所</u></p> <p><u>救護所の設置場所は、災害の規模や傷病者の状況に応じて、下記の7施設から災害対策本部が決定するものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><u>感謝と挑戦のTYK体育館、多治見中学校、精華小学校、小泉中学校、北陵中学校、南姫小学校、笠原体育館</u></p> </div> <p>6 救護活動の実施</p> <p>医療救護の実施は災害の条件によって一定<u>ではないが、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 救護所での実施</u></p> <p>被災地において医療の必要があるとき、<u>医療対策本部長は多治見市医師会等に医療救護班の派遣を要請し、救護所にて医療救護活動を実施する。</u></p> <p><u>(2) 医療機関での実施</u></p> <p>被災現場に近い医療機関において、医療の機能が存続している場合は、協力医院として医療救護活動を行うこととし、医療対策本部は必要に応じて協力医院に医療救護班を派遣する。</p> <p>(注) 本救助は、災害の混乱により一般の方法によらない場合の対策であるから、通常の方法による場合は、本救助は行わないのが原則である。</p> <p><u>7 重症者の移送・収容</u></p> <p>医療を要するものの状態が重傷病で施設（病院）へ収容する必要があるときは、<u>医療救護班</u>、医療機関又は発見者は保健センター班に通知、協議し救助に適切な医療収容施設（病院）へ移送し救助するものとする。</p>	
--	---	--

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

<p>る。</p> <p>患者の移送に当って自動車、ヘリコプター等を必要とするときは、移送をしようとするものは、ただちに総務班（保健センター班経由）に対して車両等の確保を要請するものとする。</p> <p><u>(3) 応援の要請</u></p> <p><u>保健センター班は市本部において医療、助産等救助の実施が不可能または困難なとき、あるいは医薬品等の確保ができないときは、次の方法によって災害派遣医療チーム（DMAT）、県医療救護班等の派遣、医薬品の斡旋等の要請をするものとする。</u></p> <p>① 保健センター班は県支部保健班に要請する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは県本部に対して要請をするものとする。</p> <p>② 要請にあたっては、次の事項を明示して行う。</p> <p>(イ) <u>医療、助産救助実施の場所</u></p> <p>(ロ) 当該地域における対象者及び医療機構の状況</p> <p>(ハ) 実施の方法及び程度（派遣<u>医療班</u>数等）</p> <p>(ニ) その他必要な事項</p>	<p>とする。</p> <p>患者の移送に当って自動車、ヘリコプター等を必要とするときは、移送をしようとするものは、ただちに総務班（保健センター班経由）に対して車両等の確保を要請するものとする。</p> <p>8 応援の要請</p> <p><u>医療救護の実施が市単独では不可能または困難なとき、あるいは医薬品等の確保ができないときは、市災害対策本部は県災害対策本部に災害派遣医療チーム（DMAT）、県医療救護班等の派遣、医薬品の斡旋等を要請する。</u></p> <p>② 保健センター班は県支部保健班に要請する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは県本部に対して要請をするものとする。</p> <p>② 要請にあたっては、次の事項を明示して行う。</p> <p>(イ) 医療 <u>(助産)</u> 救助実施の場所</p> <p>(ロ) 当該地域における対象者及び医療<u>機関</u>の状況</p> <p>(ハ) 実施の方法及び程度（派遣<u>医療救護班</u>数等）</p> <p>(ニ) その他必要な事項</p>	
--	---	--

<p>6 医療等の範囲及び程度</p> <p>災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と程度は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 医療の範囲</p> <p>(イ) 診療</p> <p>(ロ) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(ハ) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(ニ) 病院又は診療所への収容</p> <p>(ホ) 看護</p> <p>(2) 助産の範囲</p> <p>(イ) 分べんの介助</p>	<p>《 医療（助産）救護活動体制図 》</p> <p>9 医療等の範囲及び程度</p> <p>災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と程度は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 医療の範囲</p> <p>(イ) 診療</p> <p>(ロ) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(ハ) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(ニ) 病院又は診療所への収容</p> <p>(ホ) 看護</p> <p>(2) 助産の範囲</p> <p>(イ) 分べんの介助</p>	
--	---	--

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

<p>(ロ) 分べん前後の処置</p> <p>(ハ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(3) 程度</p> <p>医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度によるものとする。</p> <p>(4) 期間</p> <p>(イ) 医療救助は、災害発生の日から14日以内</p> <p>(ロ) 助産救助は、災害発生前後7日以内に分べんした者で、分べんの日から7日以内</p> <p>(ハ) 上記期間で打ち切ることができないときは、保健センター班は県支部総務課に実施期間延長の要請を連絡するものとする。</p> <p>(ニ) 期間延長の要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。</p> <p>(a) 延長を要する期間</p> <p>(b) 期間延長を要する地域</p> <p>(c) 期間延長を要する理由</p> <p>(d) 救助を要する理由</p> <p>(e) その他</p> <p><u>7</u> 医薬品、衛生材料等の確保</p> <p>医療及び助産救助実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は医療班を編成する医療関係者（医療機関）の手持品を繰替使用するものとする。ただし、手持品がなく又は不足し当該地域において確保不可能又は困難なときは、保健センター班は県支部総務班に報告し確保するものとする。</p> <p><u>8</u> 費用の請求</p> <p>災害救助法による医療及び助産のための費用の基準及び請求は次に</p>	<p>(ロ) 分べん前後の処置</p> <p>(ハ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(3) 程度</p> <p>医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度によるものとする。</p> <p>(4) 期間</p> <p>(イ) 医療救助は、災害発生の日から14日以内</p> <p>(ロ) 助産救助は、災害発生前後7日以内に分べんした者で、分べんの日から7日以内</p> <p>(ハ) 上記期間で打ち切ることができないときは、保健センター班は県支部総務課に実施期間延長の要請を連絡するものとする。</p> <p>(ニ) 期間延長の要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。</p> <p>(a) 延長を要する期間</p> <p>(b) 期間延長を要する地域</p> <p>(c) 期間延長を要する理由</p> <p>(d) 救助を要する理由</p> <p>(e) その他</p> <p><u>10</u> 医薬品、衛生材料等の確保</p> <p>医療及び助産救助実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は医療救護班を編成する医療関係者（医療機関）の手持品を繰替使用するものとする。ただし、手持品がなく又は不足し当該地域において確保不可能又は困難なときは、保健センター班は県支部総務班に報告し確保するものとする。</p> <p><u>11</u> 費用の請求</p> <p>災害救助法による医療及び助産のための費用の基準及び請求は次に</p>	
--	---	--

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

<p>るものとする。</p> <p>(1) 費用の基準</p> <p>(イ) 医療班の費用</p> <p>(a) 救助費 使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費（医療班が使用し、あるいは患者移送に要した借上料、燃料等は輸送費として別途に扱う）</p> <p>(b) 事務費 医療班の派遣旅費</p> <p>(ロ) 医療機関による費用</p> <p>国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）</p> <p>(ハ) 助産の費用</p> <p>産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費</p> <p>また、助産師による場合は当該地域における慣行料金の8割以内の額</p> <p>(2) 請求</p> <p>医療班費用の請求は様式1号に所要事項を記載して県本部福祉政策班に提出する。</p> <p><u>9</u> 病院における対策</p> <p>多治見市民病院においては、次の対策を立てるとともに災害時の応急措置を実施するものとする。</p> <p>(1) 給食</p> <p>患者の給食は、できる限り病院の給食施設を使用して行うものとするが、施設の被害その他により市民病院において炊事ができない場合は市民班に入院患者の炊出し救助の要請をするものとする。要請を受けた市民班は、り災者に対する炊出しに準じて供給し、斡旋するもの</p>	<p>よるものとする。</p> <p>(1) 費用の基準</p> <p>(イ) 医療救護班の費用</p> <p>(a) 救助費 使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費（医療救護班が使用し、あるいは患者移送に要した借上料、燃料等は輸送費として別途に扱う）</p> <p>(b) 事務費 医療救護班の派遣旅費</p> <p>(ロ) 医療機関による費用</p> <p>国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）</p> <p>(ハ) 助産の費用</p> <p>産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費</p> <p>また、助産師による場合は当該地域における慣行料金の8割以内の額</p> <p>(2) 請求</p> <p>医療救護班費用の請求は様式1号に所要事項を記載して県本部福祉政策班に提出する。</p> <p><u>12</u> 病院における対策</p> <p>多治見市民病院においては、次の対策を立てるとともに災害時の応急措置を実施するものとする。</p> <p>(1) 給食</p> <p>患者の給食は、できる限り病院の給食施設を使用して行うものとするが、施設の被害その他により市民病院において炊事ができない場合は市民班に入院患者の炊出し救助の要請をするものとする。要請を受けた市民班は、罹災者に対する炊出しに準じて供給し、斡旋するもの</p>	
---	--	--

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

<p>とする。</p> <p>(2) 診療 市民病院の現地出動は2班以内とし、常時1班は病院において収容患者及び外来患者の診療にあたるものとする。</p> <p>10 診療記録 医療班が出動し、救助に従事したときは次の記録を作成し保健センター班に提出するものとする。</p> <p>(1) 医療班出動編成表（様式2号） (2) 医療班活動状況（様式3号） (3) 医療班医薬品衛生材料使用記録（様式4号） (4) 病院、診療所医療実施状況（様式5号） (5) 助産台帳（様式6号） (6) 救助実施記録日計票及び救助の種目別物資受払簿（第6項第1節様式5号及び6号）</p> <p>11 保健制度等への切替 医療及び助産の救助は、原則的には14日以内で打ち切られ、平常時の医療機構にもどるものとする。従って各制度を所管する関係機関は、継続診療を要する者について速やかに国民健康保険等の制度の医療給付に切り替えるよう適用の決定、保険証の再交付等に努めるものとする。</p> <p>12 報告その他事務手続 災害救助法による医療、助産救助を実施したときは、次の方法により報告あるいは記録を作成保管するものとする。</p> <p>(1) 医療班出動報告 医療班を派遣した場合は様式2号により編成及び出動の状況を、県</p>	<p>とする。</p> <p>(2) 診療 市民病院の現地出動は2班以内とし、常時1班は病院において収容患者及び外来患者の診療にあたるものとする。</p> <p>13 診療記録 医療救護班が出動し、救助に従事したときは次の記録を作成し保健センター班に提出するものとする。</p> <p>(1) 医療救護班出動編成表（様式2号） (2) 医療救護班活動状況（様式3号） (3) 医療救護班医薬品衛生材料使用記録（様式4号） (4) 病院、診療所医療実施状況（様式5号） (5) 助産台帳（様式6号） (6) 救助実施記録日計票及び救助の種目別物資受払簿（第6項第1節様式5号及び6号）</p> <p>14 保健制度等への切替 医療及び助産の救助は、原則的には14日以内で打ち切られ、平常時の医療体制にもどるものとする。従って各制度を所管する関係機関は、継続診療を要する者について速やかに国民健康保険等の制度の医療給付に切り替えるよう適用の決定、保険証の再交付等に努めるものとする。</p> <p>15 報告その他事務手続 災害救助法による医療、助産救助を実施したときは、次の方法により報告あるいは記録を作成保管するものとする。</p> <p>(1) 医療救護班出動報告 医療救護班を派遣した場合は様式2号により編成及び出動の状況を、</p>	
--	---	--

多治見市地域防災計画（一般対策計画） 新旧対照表

	<p>支部（保健所）を経由し県本部健康福祉政策班に提出するものとする。</p> <p>(2) 取扱患者台帳（診療記録表）</p> <p>医療班が扱った患者については、様式3号により活動状況を作成し保管しておくものとする。</p> <p>13 その他</p> <p>医療・助産の実施は、本計画に定めるほか、岐阜県地震災害等医療救護計画によるものとする。</p>	<p>県支部（保健所）を経由し県本部健康福祉政策班に提出するものとする。</p> <p>(2) 取扱患者台帳（診療記録表）</p> <p>医療<u>救護</u>班が扱った患者については、様式3号により活動状況を作成し保管しておくものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>医療・助産の実施は、本計画に定めるほか、岐阜県地震災害等医療救護計画によるものとする。</p>	
309	<p>第7項 文教対策</p> <p>第4節 学校保健の対策</p> <p>1 給食に関する被害の調査報告</p> <p>(イ) 学校給食用物資の被害状況調査</p> <p><u>学校給食用物資の被害を様式3号により速やかに調査し、報告するものとする。</u></p>	<p>第7項 文教対策</p> <p>第4節 学校保健の対策</p> <p>1 給食に関する被害の調査報告</p> <p>(イ) 学校給食用物資の被害状況調査</p> <p><u>学校給食用物資（パン、スキムミルク）の被害を速やかに調査し、岐阜県学校給食会に報告するものとする。</u></p>	<p>現状運用に合わせた記載とするため</p>
318	<p>第9項 その他応急対策</p> <p>第1項から第7項までに定める以外の次の災害応急対策は県計画のそれぞれの対策（計画）に基づいて実施するものとする。</p> <p>1 災害対策要員の確保（県計画第3章第2節）</p> <p><u>2</u> 帰宅困難者対策（県計画第3章第23節）</p> <p><u>3</u> 愛玩動物等の救護（県計画第3章第31節）</p> <p><u>4</u> 産業応急対策（県計画第3章第33節）</p> <p><u>5</u> 公共施設の応急対策（県計画第3章第34節）</p> <p><u>6</u> 災害警備活動（県計画第3章第37節）</p>	<p>第9項 その他応急対策</p> <p>第1項から第8項までに定める以外の次の災害応急対策は県計画のそれぞれの対策（計画）に基づいて実施するものとする。</p> <p>1 災害対策要員の確保（県計画第3章第2節）</p> <p><u>2 孤立地域対策（県計画第3章第16節）</u></p> <p><u>3</u> 帰宅困難者対策（県計画第3章第23節）</p> <p><u>4</u> 愛玩動物等の救護（県計画第3章第31節）</p> <p><u>5</u> 産業応急対策（県計画第3章第33節）</p> <p><u>6</u> 公共施設の応急対策（県計画第3章第34節）</p> <p><u>7</u> 災害警備活動（県計画第3章第37節）</p>	<p>過去の記載漏れ修正</p> <p>岐阜県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>